

56. 9

1981. 9. 25

建産連ニュース

第10号

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆埼玉県建設産業団体連合会に期待する	建設省計画局長 吉田公二	1
◆官房参事官のとき	建設省総括監察官 永田良雄	2
◆良質な社会資本を次の世代に	関東地方建設局長 多田宏行	4
◆全国建設産業団体連絡協議会を設立		5
◆市街化調整区域における計画的開発の取扱い方針について		7
◆中小企業近代化資金等助成法に基づく設備近代化資金の貸付について		8
◆建設労働者福祉センター及び建産連会館の竣工間近		9
◆「埼玉建産連」昭和56年度事業の実施計画		12
◆「埼玉の建設産業」の標語・ポスターを募集		12
◆事業報告	職業訓練校、職業高校との連絡調整会議を開催	13
◆告知板	成人職業訓練センターが発足	15
	建築確認申請手数料の一部改正	15
	元請、下請関係の改善について	15
	県内市町村別「工事指名競争入札参加者の資格審査」実施状況	16
	新入会会員の紹介	17
	会員人事往来	17
◆建産連だより	理事会・委員会だより	18
	会員だより	19
	会員投稿欄	23
	連合会日誌	24

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならない。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を打開して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提共、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

埼玉県建設産業団体連合会に期待する



建設省計画局長

吉田 公二

力の維持向上、請負契約関係の合理化等、多くの課題を解決していかねばなりません。

これら課題を解決していくためには、まず、何よりも建設業、建設コンサルタント業、測量業、建設資材業等建設産業全体として緊密な連絡協調体制を確立していく必要があります。このため建設省においても、都道府県ごとに建設産業諸団体からなる建設産業団体連合会の設立促進を図ってまいりましたが、埼玉県をはじめ現在既に12の県でこのような連合会が設立され、さらに、今年6月、各県の連合会が結集し、全国的な広い視野から、建設産業の健全な発展を図るとともに、建設産業に寄せられる社会的信頼の確保を目指すことを目的とした「全国建設産業団体連絡協議会」が創設されるに至りました。

このように建設産業団体連合会活動が全国的に盛況をみるに至るまで貴連合会が、本活動のパイオニアとして、また「全国建設産業団体連絡協議会」の発起人の一人として、果たされた役割は誠に大なるものがあり、この間の貴連合会の御努力に対し深く敬意を表するとともに、今後とも、建設産業団体連合会活動のリーダーとして御活躍いた

だくようお願い申し上げます。

建設省といたしましても「全国建設産業団体連絡協議会」が所期の目的を達せられるよう、また、今後とも各都道府県において貴連合会を範にして建設産業団体連合会が設立されるよう諸般の施策を展開し、これらを通じて建設産業行政の一層の充実を図ってまいる所存であります。

終わりに貴連合会のますますの御発展を祈念して、私の御挨拶といたします。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会には従来より建設産業行政の推進にあたって格別の御協力を賜っているところであり感謝の念に耐えません。

申すまでもなく、建設産業は国民総生産の二割を占める建設投資を担い、経済・社会において揺ぎない地位を築いております。さらに、我が国が国民の要請にこたえ、豊かで住みよい社会の建設にとり組んでいる現在、国民が、その生活の基盤となる住宅や公園、下水道、道路等の社会資本の整備を担う建設産業に期待するところは、従前にもまして大きなものとなっております。

しかしながら、現在、厳しい環境下にある建設産業が、安定成長路線を歩む日本経済に適応しつつ、今後とも国民の期待に応え、活力あふれる産業へと発展していくためには、企業の健全な経営



官房参事官のとき



建設省総括監察官

永田良雄

ち寄り頂き、御要望等をなんなりとお聞かせ頂きたい。建設行政の改善を通じて、皆様のお役に立てれば幸いである。

— ◇ — ◇ — ◇ —

振り返ってみると、私が前職にあった54年から56年は、建設産業界にとっても、なかなか舵取りの難しい時期だったように思う。

いうまでもなく、日本経済の屈折点は、48年の石油危機とその後の不況であろうが、建設産業にはそれが大分ずれ込んで現われた。他産業は、石油危機以降、数年で曲りなりにも安定成長への軌道に着地でき、立ち直りをみせたのに対し、建設産業はなお、新しい環境に適応できず、摸索を続けているとの感を強くしたものである。

48年の石油危機以降の混乱を評して、時の福田総理は、日本経済は全治3ヶ年の重傷を負ったと言われたが、建設産業にとっては、全治6ヶ年以上の負傷であった訳である。52、53年の大巾な公共事業の拡大期も過ぎて、その後の諸環境は厳しい材料が目立って多くなっていた。

そのような中で、私なりにもっとも腐心したことは、遅ればせながら、建設産業の量から質への

転回をどのようにしたらお手伝いできるかということだったように思う。限られた仕事量の中で、業界の方々が堅実な経営に当たれる環境づくりをすることが、大事に思われた。

— ◇ — ◇ — ◇ —

このために、いくつかの仕事に微力を尽すことになったが、いずれも皆様の御支援がなければ陽の目をみなかったに違いない。

これらはそれぞれに思い出深いものばかりだが、例えばその一つに歩切り廃止の通達がある。

54年の秋ごろだったか、業界から歩切りが横行して困る、何とかして欲しいとの要望を頂戴した。しかし、何分にも予定価格に関する事なので、発注者以外の第三者には真偽のほどを確める術もない。

そのような中で、十分な確証もなしに、あのような通達を出すことは、役所のルールからみれば(民間の方には不思議かもしれないが)、実は少々勇気の要ることなのである。職員の不祥事が確認できないのに綱紀粛清を説くようなものである。しかし、この通達は、行政管理庁等の大方の支持も得て、一つの運動に盛り上がったことは、喜ばし

先般6月の異動により、建設省総括監察官を拝命した。

前職の官房参事官在職中は、何かと御懇切な御支援を賜り、お蔭さまでのびのびと職務に当たることができたことを、まず心から御礼申し上げます。

また、建設産業界の仕事を通じて、多くの実業界の方々とお知り合いになれたことも、何よりの財産であると思っている。

新しいポストは、前職同様、何となくいかめしい職名であるが、要は、建設省の仕事を各部局の立場にこだわらず点検して、足らざる点を補い、推進すべき点を応援するというのが、私の仕事である。

業界の方々も、これまでのようにお気軽にお立

いことだった。



公共約款の改正問題では、大分調整が難行した。56年度から新約款を実施するためには、当初予定では55年中に結論をえる必要があったが、審議会の意見は対立して数ヶ月審議を中断せざるをえなくなってしまう。約款改正に先立って、すでに特約条項を実施していたから、下敷きがあって簡単に着落しそうなものとみえたかもしれないが、やはり本約款の改正となると、様々な考えが入り乱れて、これが一筋縄でいかなかったのである。

発注者側と受注者の非公式なとりもちが数ヶ月、その後は財政当局等との折衝が続き、落ち着き先がみえてきたのは、打ち上げの委員会の数日前だった。この間、審議内容を先取りするかの如き新聞報道があったり、ハプニング付きで3月3日には何とか結論に至り、56年度実施にこぎつけることができて、少々ホッとしたものである。



このほかにも、保証会社の還元策、中小建設業の振興策、海外進出と武器輸出問題等、仕事の種切れを心配することなく、いろいろお手伝いさせて頂いた。

私は実業人でないから、商売のことは皆目分らないが、この間、業界人のダイナミズムの一端にも触れえて、実に楽しく仕事をさせて頂いた。しかし、やはり振り返ってみると、思ったことの半分も実現できず、切歯扼腕するばかりで内心拘泥たるもの大であるのは申し訳なく思っている。

しかし、この際つけ加えておきたいことは、終始、発注者側の暖かい理解と協力を得られたことである。

発注者側からみれば、公共事業は何もひとり建設業界のためだけにある訳ではない。国民の血税をもって事業を行う側には、自ずと建設業行政に携わる者とは違う使命感や論理があり、また、それで良い。しかし、私の在職中は、幸い発注部門が業界や私共の考えをよく理解され、緊密な連携をとって仕事を進めて頂いた。それは、約款改正だけでなく、建築積算の改善や内訳書問題に対する柔軟な対応にも現われている。



何事も関係者の協力や理解を得なければ進捗しないが、このことは口で言う以上に重要かつ困難なことだと思う。

時、折しも行政改革の秋である。先般、第二次臨時行政調査会の第一次答申が出され、これをめぐって種々論議が交わされており、建設産業界も様々な意見を展開している。口を開けば「各論反

対か」とうさん臭くみられがちであるが、各々の主張を述べて検討を尽すのは当然であろう。

しかし、その際、どんなに正しい所説でも国民や関係方面に正しく伝えられ、共感を呼ぶものでなければ意味がないことにも十分留意されて良い。一部の世界にしか通じにくい論理は説得力がない。業界も「発言し行動する業界」を目指して頂きたいが、同時に「開かれた業界」を目指し、一致協力して関係方面との連携の輪を広げて頂きたいと思う。

その意味で、貴連合会等が提唱者となって発足をみた全国建設産業団体連絡協議会のように横断的な産業団体が誕生したことは誠に有意義であり今後存分の御活躍を期待したいと思う。

徒らに紙面を埋めてしまったが、最後に皆様の御健勝と御発展を心から祈念し、前職中に賜った御厚情に厚く御礼申し上げる次第である。



良質な社会資本を次の世代に



建設省関東地方建設局長

多田宏行

っても種々の困難が伴ってきております。

建設省が所管する河川、道路、公園、住宅、下水道等の整備事業は、いずれも国民生活の充実、向上に不可欠の事業であるばかりでなく、経済の安定成長を維持するうえでも極めて大きな役割を果たすものでありますので、われわれは限られた貴重な予算を適切に活用することにより、これらの事業を効率的に推進して、国民の要望に応え得るよう、一段と工夫が必要かと存じます。

私どもの関東地方建設局も、担当する全域において、幹線道路の整備、重要河川の改修および砂防事業、ダム、導水路等による水資源開発、大規模な国営公園事業、あるいは地域行政の核となる官庁営繕事業等を実施しておりますが、これらは何れも重要な社会資本を形成するものであります。

したがって、事業の推進にあたっては、長期的展望に立って計画された良質の社会資本を、次の世代に引継ぐことが出来るよう心掛けて参らねばならぬと考えます。

埼玉県建設産業団体連合会におかれましても、現今の諸情勢を十分にご認識のうえ、私どもの意図するところにお力添えを賜われれば幸いに存じま

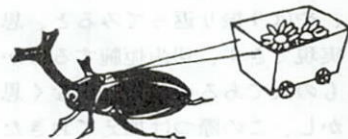
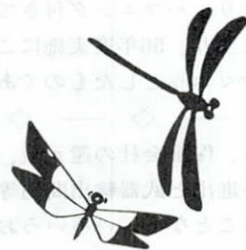
す。

また、建設産業が当面する諸問題について、連合会が強力な指導力を発揮され、業界の健全な発展に寄与されますよう、引続き一層のご活躍を期待して止みません。

去る6月10日付で関東地方建設局長を拝命いたしました多田でございます。私は建設省に入省し、最初の配属が関東地建でありましたから、いわば古巣に戻って仕事をするようになった次第であります。埼玉県建産連の皆様には、何かとお世話になることと存じますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、目下のところ、わが国の財政事情はご存知のとおり状況にありまして、このため公共事業をめぐる環境もまた厳しいものがあり、まことに重大な時期にさしかかっているように思われます。

すなわち、昭和56年度の公共事業費については対前年度伸び率が0に抑えられた結果、建設省予算のそれも同率となり、このため事業の執行に当



全国建設産業団体連絡協議会を設立



設立総会で開会のことを述べる齊藤埼玉建産連会長

建設産業の健全な発展とそのイメージアップを目的として、全国各都道府県において設立されつつある「建設産業団体連合会」の横の連絡調整機関となる「全国建設産業団体連絡協議会」の設立総会が6月22日午後2時から、東京・港区虎ノ門の東京農林年金会館で開催され、正式に発足した。

この協議会は昨年9月から、山形、埼玉、静岡の各県建産連会長が発起人となり準備を進めてきたもので参加団体は、(社)埼玉県建設産業団体連合会をはじめ、(社)岩手県建設産業団体連合会、(社)山形県建設会議所、新潟県建設産業団体連合会、(社)山梨県建設産業団体連合会、(社)静岡県建設産業会議所の6団体で設立総会には各県の会長、副会長、事務局長が出席した。

「全国建設産業団体連絡協議会」は、当面

は情報交換の緊密化、団体間の連繋の強化、各県建産連設立の促進などを目標として活動を行ない、既に連合団体組織をもつ各県及び建産連設立の機運にある茨城、石川、富山、長野、三重、愛媛、徳島、佐賀、鹿児島、沖縄等の

加入を得て将来的には「(社)全国建設産業団体連合会」の結成を目指すこととしている。

なお、設立総会後開かれた設立披露パーティーには齊藤建設大臣が出席し「全国建設産業団体連絡協議会」が創立され、全国的な広い視野から建設産業の振興に取り組まれるに至ったことは、誠に意義深い。建設省は建設産業団体連合会の設立を勧奨してきたが、各県連合会の要として所期の目的を達せられるよう期待する」と祝辞が述べられた。

全国建設産業団体連絡協議会

事務所の所在地

〒105 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
第17森ビル (財)建設業振興基金内

役員の名所属

会長 中村一雄 (社)静岡県建設産業会議所会頭
副会長 升川剛男 (社)山形県建設会議所会頭
副会長 齊藤 裕 (社)埼玉県建設産業団体連合会会長

全国建設産業団体連絡協議会設立趣意書

建設産業団体連合会については、さきに建設省計画局が全国8ブロック会議において、その助成策並びにモデル定款を作成して、設置の促進を図ってきたことは、ご高承のとおりでございます。

即ち、当局は建設産業に対する国民の期待と建設産業の果している国民社会、経済上の役割の重要性の大きさに鑑み、建設産業が更に一層発展していくためには、建設産業団体連合会(以下団体という)が必要であると訴えております。

幸い、全国各県に於て、この趣旨を理解し、行政当局のご指導を得て、既に12県の設立を見るに至り、現在設立のための準備段階に入っている県も、数県に及んでおります。

ここに於て、私共3県は、発起人となり、建設産業の健全な発展、並びに建設産業に寄せる社会的信頼の確保を図るため、別項の「活動の目標」を掲げ、各県団体間の連絡を密にして、行政・政治・業界の3者の一体化を図ろうと考えました。

よってここに「全国建設産業団体連合会」の前身としての「全国建設産業団体連絡協議会」を設立するものであります。

活動の目標

- (1) 各県団体は、相互理解を深め、建設産業界の向上発展を図る。
- (2) 各県団体は、情報の交換を密にし、団体の運営の円滑

化と効率化を図る。

- (3) 各県団体は、意志の統一を図り、当面する課題の解決に積極的に取組む。
- (4) 各県団体は、建設産業の社会的信頼確保について団体間の連繋を強めつつ、研究と実行を推進する。

以上

昭和56年6月22日

全国建設産業団体連絡協議会

設立発起人代表 (社)静岡県建設産業会議所
会頭 中村 一雄

設立発起人 (社)山形県建設産業会議所
会頭 升川 剛男

〃 (社)埼玉県建設産業団体連合会
会長 齋藤 裕

全国建設産業団体連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、全国建設産業団体連絡協議会(以下「協議会」という)という。

(構成)

第2条 本協議会は、各都道府県の建設産業団体連合会(これに準ずる団体を含む)(以下「建設産業団体」という)をもって構成する。

(目的)

第3条 本協議会は、建設産業団体相互間の連携を密にし、相互理解を深め、建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 建設産業に関する団体間の意見の総合調整を行なうこと。
- 建設産業の合理化・近代化のための指導を行うこと。
- 建設産業に関する調査研究を行うこと。
- 建設産業に関する事項について関係機関に意見を具申し、又は建議すること。
- 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(役員)

第5条 本協議会に、互選による次の役員を置く。

- 役員の任期は、2年とする。
- 役員1名 (2)副会長3名

(役員)の職務)

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

- 会長は、会議を招集開催し、その議長となる。
- 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは副会長が会長の職務を行う。

(費用)

第7条 本協議会の費用は、各建設産業団体の負担金及び助成金・その他の収入金によりこれをまかなう。

- 負担の細則は別に定める。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、東京都内におく。

(事業年度)

第9条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第10条 この規約以外で、本協議会の運営上特に必要な事項については、その都度本協議会において定める。

附 則

- この規約は、昭和56年6月22日から施行する。



設立披露パーティーにおいて祝辞をのべる齊藤滋と史建設大臣

昭和56年度(初年度)事業計画

財政再建元年とも言われる極めて厳しい現況の中において、建設省並業界各方面からの期待を担って各県の建設産業団体が少数ながらもここに結集して、全国建設産業団体連絡協議会が発足した。本年度中には更に多くの各県の建設産業団体連合会が設立される気運にある。

当面些やかな初年度収支予算であるが、将来の発展をめざして、建設産業をとりまく環境の改善並びに各県の有機的な連絡協調体制を確立し、建設産業に寄せる社会的信頼の確保を図るため、概ね次のとおり事業を実施する。

①調査研究

建設産業界の近代化、労働対策等に関して調査し研究する。

②建設産業団体の設置の促進

建設産業団体の設置の促進と育成強化並びに中央・地方を通ずる建設産業関係行政機構の充実等について関係方面に建議する。

③情報の収集提供

中央地方を通じ、常に建設産業に関する情報の収集に努め、随時各会員に提供する。

④連絡調整会議の開催(年4回)

建設省その他関係団体との連絡会議を開催する。

昭和56年度(初年度)収支予算書

(昭和56年6月22日から昭和57年3月31日まで)

1. 収入の部

勘定科目	初年度予算額	備 考
1.会費収入	900,000円	
1.正会員収入	600,000	6団体×100,000円
2.賛助会費収入	300,000	賛助会費
2.助成金収入	2,000,000	
1.民間助成金収入	2,000,000	建設業振興基金助成金
3.雑収入	20,000	
1.受取利息	10,000	受取利息
2.雑収入	10,000	雑収入
収入合計	2,920,000	

2. 支出の部

勘定科目	初年度予算額	備 考
1.管理費	1,100,000円	
1.会議費	900,000	総会費800,000 役員会費100,000
2.通信運搬費	60,000	通信費
3.消耗品費	40,000	消耗品費
4.印刷製本費	60,000	印刷費
5.雑費	40,000	雑費
2.事業費	1,700,000	
1.調査研究費	400,000	調査研究費
2.情報活動費	600,000	建議及情報の収集・提供
3.連絡調整費	500,000	関係機関との連絡調整
4.雑費	200,000	雑費
3.予備費	120,000	
1.予備費	120,000	予備費
支出合計	2,920,000	

市街化調整区域における 計画的開発の取扱い方針について

県は、市街化調整区域内における大規模開発を適正に誘導するため、昭和46年12月「市街化調整区域における大規模開発の取扱い方針」を決定公表したが、結果的には調整区域内の地価高騰を見越した投機が動き、土地利用の混乱と地価の高騰を招き、乱開発の防止及び人口抑止の目的から線引き凍結宣言、の余儀なきに至り、さらに50年度線引きの見直しにおいても市街化区域の拡大を最少限に止め、かつ市街化調整区域内の大規模開発を全面的に抑制したため実効ある運用は現実面に行われることなく経過した。

しかし、その後5ヵ年余を経過した今日、一般社会情勢の変化により一律に抑止を続けることは良好な住宅用地を求める県民に対する公的機関の努力も限界にあることから、これまでの開発取扱い方針を見直し一定の条件のもとで適正な計画開発を行う民間企業を誘導する基本的考え方を示し、本年6月1日から新たに「市街化調整区域における計画開発の取扱い方針」に則り実施することにした。

開発計画対象面積が20ヘクタール以上であることから一部土地持ち企業を優遇するものとした批判をも生じたが、県はその開発が関係住民等との間の調整が図られた計画的な開発を基本に、土地

利用等を混乱させない範囲において許容するとしたほか、開発後の土地の投機を抑止、また分譲に当っては県民優先を打出し、環境保全に努めることを許容の要件とするとしている。土地持ち企業優遇に当たらないとしている。

いずれにせよ土地対策で新たな展開に期待したものであり、成行きが注目されるところである。

以下、「取扱い方針」の運用基準について概要を述べることにした。

◆運用基準について

1. 一般基準＝①開発事業者は開発計画について予め地元市町村の同意を得る。また、周辺住民等との意見調整が図られること。②計画策定に際し環境アセスメントの実施。

2. 立地基準＝①開発行為の位置及び規模等が合理的な土地利用を図る上で適正と認められること。②開発区域の形状が不整形なものでなく、周長の4分の1以上が当該市町村の市街化区域に接していること。③予定建築物の用途が、市街化区域編入後に予定される用途地域に適合すること。④農業振興地域の農用地区域に係る地域、砂防指定地、溢水、湛水、地すべり等の危険が大きいと想定される区域、国立、県立公園特別地域又は県自然環境保全地域、保安機関係地域、指定史跡・

名勝・天然記念物に係る地域等の地域は除く。

3. 計画基準＝給・排水計画、汚水処理施設並びに交通安全対策が適切に措置されるほか、日影規制に適合するものであること。

4. 設計基準＝道路、公園緑地、給水、排水、公益的施設、住宅地域の構成その他防災、防犯のシステム化、救急医療体制の整備等各施設基準に合致するものであること。

5. 実施基準＝①転売差益を目的とした土地取引が行われたものでないこと。②開発申出者が自ら施工し完了すること、販売価格が適正と認められること、また開発者が直接、希望者に販売するものであること。③開発許可後3ヵ月以内に着工すること。④県、市町村から公共住宅用地の提供の要請があった場合は提供すること。⑤宅地分譲の場合、その契約時に早期建築義務及び義務不履行の場合の買戻しを特約するものであること。⑥開発許可後3年以内に計画戸数の30%以上を建築着工し、おおむね5年以内に全団地の敷地について建築着工するものであること。⑦工事完了後3ヵ月以内に販売を開始する。また、販売に当ってはその開始2ヵ月間は県民優先とする。⑧分譲後、建築協定、緑化協定の認可が確実に見込まれること。

以上



中小企業近代化資金等助成法に 基づく設備近代化資金の貸付について

中小企業近代化資金等助成法に基づく設備近代化資金の貸付けは、これまで積極的活用が図られてきたが本年度は従来の対象企業に新たに（建設業関係）「管工事業」が追加され、4月1日から実施されている。この貸付け制度を利用の向きは所定の設備近代化資金貸付対象企業認定書に所要事項を記載の上、本県においては県住宅都市部長に提出することになっている。

以下同制度の概要を列記しましたが詳細は県住宅都市部住宅総務課に尋ねられるとよい。

設備近代化資金の貸付基準の 概要（建設業関係）

1. 対象企業

- (1) 土木工事及び鳶、土工工事、管工事又は建築工事業を行っている企業であって、都道府県土木主管局長が、次の各号について認定した企業。
 - (イ) 前年度における総収入の占める当該事業、（兼業の場合は、土木工事、鳶、土工工事、建築工事を合算）による収入の率が60%以上であること。
 - (ロ) 最近2ヵ年間平均年間完成工事高が8億以内以下の企業。

- (2) 電気工事業を行っている企業にあつては、建設業法第3条の規定による許可を受けた企業又は、電気工事の業務の適正化に関する法律第3条の規定による登録を受けた企業。
- (3) 騒音規制法（43年法律第98号）第2条第3項に規定する「特定建設作業」を行っている企業若しくは、行うとする企業。

2. 対象設備

- (1) 業種別設備
 - トラクタ（バケット、ブレード、レッキ、バックホー、リッパ装置等のアタッチメントを装備しているものを含む）。
 - 掘削機（バケット容量が0.1立方メートル以上のものであつて、ショベル系掘削機に限る）。
 - 抗打機（場所打抗施工機械及びアースオーが併用抗打機に限る）。
 - 油圧伸縮作業台（電気工事業に限る）。
 - 建柱車（電気工事業に限る）。
 - 作業車（電気工事業に限る）、伸縮作業台又はバケットを装備し、高所の工事が可能なものであつて固定式のものに限る）。
- (2) 共通設備
主に土木工事業、鳶・土工事業、建築工事

業及び電気工事業が関連すると思われる設備。

- (イ) 高圧受電設備（交流にあつては300ボルトを超え7,000ボルト未満のもの又は、直流にあつては750ボルトを超え7,000ボルト未満のものに限る）。
- (ロ) 圧縮機
- (ハ) 運搬設備（次の各号の一に該当するものに限る）。
 - ① コンベア
 - ② 起重機又はホイス（人力式のものを除く）。
 - ③ フォークリフトトラック
 - ④ テーブルリフター
- (ニ) 試験、検査、測定設備（計測、試験、検査、不析測定設備に限る）。
- (3) 騒音防止設備
 - (イ) 防音設備（機械装置から発する騒音を防止するための設備であつて、消音機、遮音覆いに限る）。
 - (ロ) 遮音扉又は遮音壁。
 - (ハ) 測定装置（公害を防止するものに限る）。



建設労働者福祉センター

及び建産連会館の竣工間近



竣工間近の建産連会館遠景

建設労働者福祉センター及び建産連会館建設の概要、経過等については、本誌第5号及び第8号をもってお知らせしましたが、その後3月27日に設備工事の入札を行い建設労働者福祉センター及び建産連会館とも電気設備工事を埼玉、国益建設共同企業体、空調設備工事を飯沼・黒川建設共同企業体、給排水衛生設備工事を泉屋・池田建設共同企業体が施工することに決定した。

建築工事は2月24日に抗打工事を開始して以来、4月6日に基礎工事に着手、その後、天候にも恵まれ工事は極めて順調に進捗し、8月10日コンクリート打設工事が完了したことにより8月19日両建物の建設工事上棟式をとり行い無事竣工を祈りつつ上棟を祝った。設備工事は8月10日現在、電気設備工事が35%、空調設備工事が30%、給排水衛生設備工事が60%の出来高となった。

本誌を発行する頃には外壁タイル張り工事も終了し全体の8割強の出来高が予定され、いよいよ完成も間近となった。

本誌第8号でお知らせした以後の経過及び上棟式の模様等について御報告し、竣工に至るまで会員皆様の御協力をお願いする次第です。

経 過

- 3月5日 建産連会館設備工事関係共同企業体構成員の選定及び説明会を開催。
- 3月16日 建設労働者福祉センター及び建産連会館設備工事入札参加者の指名。設計図渡し。
- 3月26日 建設労働者福祉センター及び建産連会館設備工事請負入札参加者に対

し現場説明会を開催。

- 3月27日 建設労働者福祉センター及び建産連会館設備工事請負入札を執行。
落札企業体
電気設備工事 埼電・国益建設共同企業体
空気調和設備工事 飯沼・黒川建設共同企業体
給排水衛生設備工事 泉屋・池田建設共同企業体
- 3月30日 建設特別委員会を開催し建設労働者福祉センター及び建産連会館設備工事請負入札の結果及び工事の進捗状況、今後の予定等について協議した後、現場視察を実施。
- 4月7日 建設労働者福祉センター及び建産連会館建設工事推進について現場関係者との打合会を開催。
- 4月28日 理事会を開催し建設労働者福祉センター及び建産連会館運営小委員会の設置、工事請負契約の結果、工事の進捗状況について審議。
- 5月19日 昭和56年度建産連通常総会を平安閣に於て開催し、昭和56年度建設事業特別会計収支計算、昭和56年度建設事業特別会計収支予算を承認又は議決。
- 5月27日 建設労働者福祉センターの建設、運営等について雇用促進事業団普及指導課と協議。
- 6月10日 建設労働者福祉センター及び建産連会館運営小委員会を開催し、食堂

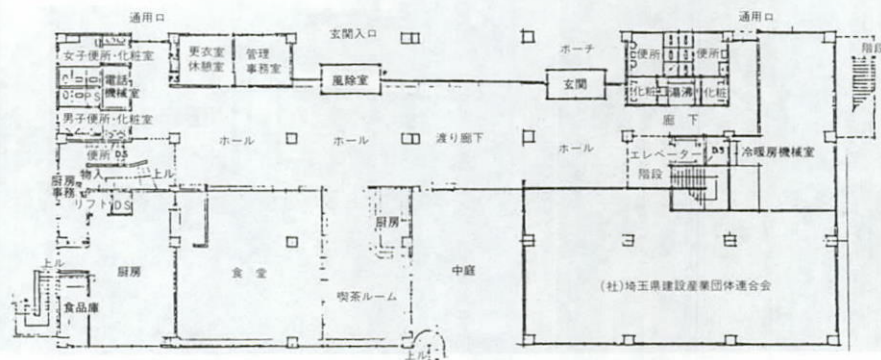
の経営、建物の警備、会議室の使用料、共益費等について協議。

- 6月23日 建設労働者福祉センター及び建産連会館運営小委員会を開催し、食堂の経営について協議。
- 6月24日 総務委員会を開催し、建設労働者福祉センターの愛称について協議。
- 6月25日 広報委員会を開催し、建設労働者福祉センターの愛称について協議。
- 7月3日 (社)埼玉県電業協会の主催により、建設労働者福祉センター及び建産連会館新築現場において、事故防止安全パトロールを実施。
- 7月15日 建設労働者福祉センターの建設、運営等について、雇用促進事業団建設労働部普及指導課と協議。
- 7月20日 建設労働者福祉センター新築工事の中間検査が実施される。
- 7月22日 理事会を開催し、建設労働者福祉センター及び建産連会館の上棟式の

挙行、食堂の経営委託、建労センターの愛称、入居保証金の受託、建労センターの運営等について協議。

- 7月28日 建産連会館建設資金借入に伴う債務保証について建設業振興基金と協議。
- 7月30日 建産連会館入居団体事務局長会議を開催し、各室の造作、入居保証金の受託等について協議。
- 8月7日 建産連会館入居団体事務局長会議を開催し、局線電話の移設、新設、各室のレイアウト、室内設備等について協議。
- 8月19日 建設特別委員会を開催し、外壁タイル、周辺整備、設計変更と備品の整備、今後の予定等について協議。

建設労働者福祉センター及び建産連会館建設工事上棟式を挙行。



建設労働者福祉センター・建産連会館 一階平面図

10月完成を目ざし 上棟式を挙行

県内における建設産業界の活動の拠点として計画した「埼玉建産連会館」と建設産業に従事する者の福祉向上を図るために計画された「建設労働者福祉センター」の上棟式を8月19日午後3時から浦和市鹿手袋の現地で挙行了。

この日、中央から建設省計画局建設業課長代理として野見山課長補佐、県から松田住宅都市部長、下総労働部長のほか関係課長その他金融機関代表、地元自治会長等が来賓として出席、建産連側からは役員、入居団体代表、設計・施工各社の代表者など多数が参加した。

建産連の事務所に予定されている一室に祭壇を設け、定刻3時から神事が執り行われ調神社宮司による祝詞奏上の儀に引き続き斉藤会長をはじめ来賓、入居団体代表、設計・施工企業体代表などが玉串を奉典し無事竣工を祈りつつ上棟を祝った。

この後、建設労働者福祉センター3階において直会を開き事業主を代表して斉藤会長の挨拶のあと建設省計画局建設業課、野見山課長補佐、埼玉県住宅都市部長、労働部長から丁重な祝辞が寄せられ盛大の裡に上棟式を終了した。



◀写真は玉串を奉奠する斉藤建産連会長



完成予想図

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会・昭和56年度事業実施計画

本年度建産連で行う主要事業の実施計画については、総務、広報、労務資材、研修指導の各委員会に於て審議した結果を、7月22日開催の理事会に於て、右表のとおり実施することに決定した。

事業名	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エネルギー関係シンポジウム				●						
情報化に関するシンポジウム										●
講演会（防衛問題）防衛審議官				●						
講演会（一般教育）入江侍従長							●			
講演会（政治経済）岡村和夫									●	
経営業務管理責任者講習会							●			
労働災害防止講習会									●	
建産連ニュースの発行		●		●				●		●
建産連ニュース表紙の配布				●						
職業訓練校長との連絡会議		●								
職業高校進路指導主事との連絡会議		●								
名刺交換会								●		
標語・ポスターのコンクール				●						
カレンダー（一枚刷）の配布							●			
建産連会館竣工祝賀式							●			

「埼玉の建設産業」の標語・ポスターを募集

建設産業に対する県民の理解と協力を得るため、本連合会広報活動の一環として、埼玉県教育委員会ならびに埼玉新聞社の後援を得て、次の要領により県内小・中学生から標語、ポスターの募集をしております。

優秀作品が多数応募されることを望んでおりますので、皆様の御協力をお願いします。

1. 趣旨

土木・建築業、不動産業、土木建築の設計、測量業などを包括する建設産業は、住宅や道路をはじめ水道や下水道、橋やダム、公園など人間の生活に必要な施設を整備し住みよい社会づくりに貢献しており、国民経済の発展にとっても、国民福祉の向上にとってもきわめて重要な役割を果たしている。

このように重要な産業である建設産業について児童・生徒の創作活動を通じて、広く県民全体にその重要性の認識を深め、建設産業に対する理解と協力を求めるとともに、若い人達に「魅力ある建設産業」をアピールする目的をもって、小・中学生から標語、ポスターを募集する。

2. 主催

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

3. 後援

埼玉県教育委員会・埼玉新聞社

4. 募集要領

(1) テーマ

土木・建築業、不動産業、土木・建築の設計、測量業、建設資材業等建設産業の重要性と、魅力に富んだ建設産業を強調するものとする。

(2) 規格

ア 標語は 200字詰原稿用紙を用い縦書とし一人1句1枚とする。

イ ポスターは縦51cm、横36cm（B3判）の画用紙を使用し、クレヨン又は水彩えのぐで縦がきとし一人1枚とする。

(3) 応募資格

県内の小・中学校に在学する小学4年生以上の児童・生徒とする。

(4) 募集方法

ア 県内の小・中学校に募集要領を送付する。

イ 各小・中学校は予め作品を学校審査し、標語、ポスターとも各5点の範囲内で作品を選出し、社団法人埼玉県建設産業団体連合会事務局（浦和市高砂3丁目10番4号）へ送付する。

ウ 応募の締切り期日

昭和56年9月30日

エ 応募作品には必ず、学校所在地、電話番号、学校名、学年、氏名（ふりがなをつける）性別を明記すること。

5. 審査

別に定める審査員が行う。

6. 表彰

審査の結果、小・中学校別に金賞10点、銀賞15点、銅賞20点を選び賞状及び賞品を授与する。

7. 発表

優秀作品については、11月上旬埼玉新聞紙上に掲載するとともに関係学校長あて通知する。

8. その他

ア 最優秀作品については、標語、ポスターとも当連合会で作成するカレンダー及びポスター等の原画（稿）として使用する。

イ 応募作品は返還しない。

ウ その他募集に関し必要な事項はその都度定める。

エ 問い合わせ先

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

浦和高砂3丁目10番4号 ☎0488(61)5111

事業報告

職業訓練校・職業高校との 連絡調整会議を開催

当建産連労務資材委員会（川合大委員長）は去る7月10日浦和市の平安閣において、県立職業訓練校及び職業高校の進路指導担当者を迎え連絡調整会議を開催した。開催の趣旨は近年建設需要の多様化が進む中で建設関連業界においては必要とする技術系勤労者が一様に不足、加えて逐年高齢化の傾向にあることからその後継者育成が緊急の課題となっている。当委員会としては課題打開の手立てとして前記の技術者養成機関を囲みその方途を探ることを目的にしたものである。

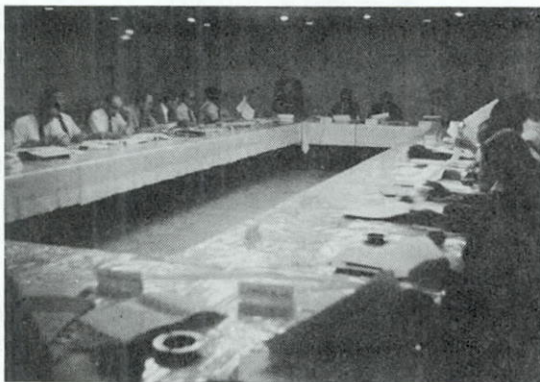
懇談の過程に出た最近の就職傾向としてその多くは①通勤圏を選ぶ②安定した職場を求めることなどがあげられ、一時期の給料優先が後退したことに注目された。また、各学校側から労働条件の向上が定着度の向上につながるとして企業側の配慮を求めるなど、将来の雇用に多く示唆する発言があった。（写真）

忌憚のない情報交換

会議は午前と午後に分け行われ、午前の部では職業訓練校をグループとして開かれ、県内11の職業訓練校の校長、関係職員が出席、県から職業訓練課中村課長、田辺主事が同席した。冒頭、川合委員

長の挨拶のあと各職業訓練校ごとに校内訓練科目など実状説明が行われ、毎年ほぼ100%の就職実績にあることが明かにされた。

なお、科程終了者の就職動向として近距離通勤圏を選ぶのが第一で、次いで修得した科目の生かせる職場となっており、志望としては企業の安定度から大企業、堅実中小企業が折半である。就職後の定着度では概ね良好と見受けられるが、なお労働条件の向上、良好な職場環境を強く求めているとして企業側の配慮を願っていた。



職業訓練校長、職業高校進路指導担当者連絡調整会議

次に、指導方針としては技能修得を第一に、次いで職域の和を主眼とした人間形成に置いていることなどが付言された。

続いて意見交換が行われ、要旨次の要望、応答があった。

——修了者の多くは基礎的学習に片寄り、実務として現場を知らない。在学中現場実習に余分に

時間がとれないか、また在職高齢者で最新技術習得のため夜間訓練を受ける方法はないかとの質問に対し、学校・県側から——訓練校としては基礎的的技能修得中心にならざるを得ない。従って現場実務については各企業にて対処されるほかない。夜間修学については県立中央高等職業訓練校の中の成人職業訓練センターを利用するとよい。

——県内訓練校には塗装科がないため塗装工の採用は東北6県か群馬県の訓練校から受入れている。最近の建築構造から塗装の分野が多く塗装工の充足が望まれていることから、本県においても塗装工養成の専科を設けられないか。

これに対し県側では——川越訓練校に板金塗装科を設けているが、専門科を設置して果して定員を充たすだけ志望者があるか疑問で、若し充たない場合国の補助が受けられないという懸念がある。

——設置が決まれば業界でも協力したいので考慮したいと塗装科の設置を強く要望した。

——建築科があっても家屋造作向けの大工の養成がない。特に型枠工は建築工事に必須の職種となっている。それらを専門技能科として設けられないか。

これに対し県側では——実技の面では中央職業訓練センターに应用技术として訓練を行っているので利用されたいと。

——近年造園工は実務面で汎用化しており、現在訓練校で実務として学ぶ「四ツ目垣」や「日本庭園」などは実際に応用できるのは年に一つか二つしかない。県内造園業の大方は公共事業で受注の80%を占めている。公共事業に係る作業ではま

ず樹木の名前を知ることが第一で、実技としては植栽や剪定である。造園業界では昔からの職人気質が残っており、仕事のポイントはたやすく教えないのが常である。この点を理解願って造園科程においてこの辺を理解され指導されたい。

——建築基準法令の改正によって3,000平方メートル以上の建築工事には各種専門職種ごとに一級技能士の常置が義務付けられたが、現状では型枠、鉄筋等の職種には一級有資格者が極めて少ない、実技の面では多年の経験から相応の力量はあるが、資格取得で学科部門に問題があるとした者がかなり多くあると思われる、よって訓練校においてこれらの資格取得をするため学科面等で手を貸して（講習会等）貰えないかとの要望に対し、県側は——中央職業訓練センターに在職訓練制度があるので、この中で考えてはどうかと応えた。

——電気関係では新技術、新工法に対する技術者要望が強まっている。訓練校で必要があれば会員派遣の形で協力したい。技能資格保持が今日の課題である。在学者に資格取得の目標を示して就職を前提にして励ます方法があると思われる。こ

れについても電業協会として協力したいなどの申し入れを行った。

その他意見交換のあと業界側から、県内訓練校修了者の多くが当建産連傘下の企業を職場として活躍して貰うことを願っているので、学校当局においてもよろしく指導を願いたいと結んで午前の部を終了した。

高卒者に自覚と根性を

午後の部として県立技術系高校との会議は午前と同会場にて、川越工業高校など九校の進路指導担任のほか、県から教育局指導課の金子産業教育係長らが出席、午前と同様各学校の実状、学卒者の就職動向について学校側の説明を受けた。就職動向ではその半数以上が住いから通勤できる場所、県外でも一時間の通勤圏内である。追跡調査によると三年程度でほとんどが最初の職場から離れている。特に建設関連業に多くこれは業界の体質が起因しているのではないかと推測しているとされた。

金子係長は学卒の最近の傾向として——学卒時の就職希望者は技術系高校だけでなく普通高校に

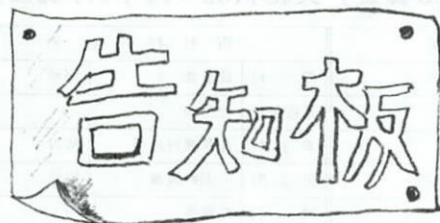
も多くなっている。これは今後の学卒者指導に何らか考慮すべき問題と考えていると最近の普通高校卒就職を含めた進路指導に一石を投じ注目された。

懇談の中の業界側から出た——在学中にそれぞれの資格をとるように指導してもらいたいとした要望に対し、学校側としては教育カリキュラムの更改にも係るだけに今後の課題とされた。

種々意見交換のあと、業界側は高卒者を雇用して感ずるものとして①この道で生きていくのだという真剣さがない②意志力が弱いなどが指摘された。企業には厳しいものがあるだけに、この中で生き抜く精神的な強さを十分身につけて欲しい。一般に職訓校卒生と比べ実務に意欲を欠くなど高卒者を雇用した企業としていくつかの批判が述べられた。

この会議で特に感じたことは次代を担う若者として自覚と根性の持主であることを多くの企業者が望んでいるということであった。





成人職業訓練センターが発足

上尾市戸崎地内の県立中央高等職業訓練校に、在職者等の技能向上をはかる各種講習や資格を得るための準備講習などを行う「成人職業訓練センター」が設置され、4月1日から業務を開始しています。

従来、成人職業訓練は、地域の各訓練校で行なわれていたが、訓練の効率を高めるため、ここに、成人職業訓練にふさわしい環境と近代的設備を兼ねそなえた施設として拡充したものです。

このセンターは、鉄筋コンクリート造、3階建、延べ面積1247平方メートル、1階は実習室、2階は会議室兼教室2室、3階は視聴覚設備を持った教室でこのうち1室は約100人収容でき、しかも全館冷暖房設備が整っています。

訓練の内容は、技能向上訓練・監督者訓練等で、既に電気工事士受験準備講習(学科・実技)、ガス及びアーク溶接講習、和・洋裁講習などの技能向上訓練、仕事の教え方、人の扱い方、改善の仕方などを学ぶ監督者訓練が行われています。

新しい知識や技術の習得に意欲をもやし、真剣に取り組んでいる受講生の一人上尾市の長沢ひろ子さんは「緑に囲まれた静かな環境は、勉強に最

適です。最近の技術の進歩は目覚しく、勉強しなければ良い仕事はできません。」と受講の動機を語っています。

このセンターは、こうした職業訓練だけでなく、指導員試験や研修のほか、各種の技能検定試験場としても利用されています。

これまでの受講状況をみると、予想を上回る人気で、なかには次回の講習まで待たされているほどです。今後も皆さんの要望にそった建設関連職種を含めた各職種の訓練や講習などを積極的に取り入れ、当センターの効率的利用を期待しています。

なお、このセンターについてのくわしいことは、☎ 0487 (81) 4668

午前9時から午後5時迄(土曜日は正午)

建築確認申請手数料の一部改正

このことについて、昭和56年7月7日公布の建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第248号)で下記のとおり確認申請手数料の一部が改正され、本年8月1日から施行されることとなったので、お知らせします。

確認申請手数料一覧表(昭和56年8月1日施行)

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	3,000円
30㎡を超え。100㎡以内のもの	5,000円
100㎡を超え。200㎡以内のもの	8,000円
200㎡を超え。500㎡以内のもの	12,000円
500㎡を超え。1,000㎡以内のもの	26,000円
1,000㎡を超え。2,000㎡以内のもの	38,000円
2,000㎡を超え。10,000㎡以内のもの	110,000円
10,000㎡を超え。50,000㎡以内のもの	180,000円
50,000㎡を超えるもの	360,000円

元請・下請関係の改善について

特定建設業者を対象として建設省が行った調査結果について、このたび、次のとおり埼玉県住宅都市部長から通知があったので改善に御協力を!!

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

会長 斎藤 裕 様

埼玉県住宅都市部長

「元請・下請関係の改善について」 の協力方について(通知)

このことでは、常々貴会会員の指導にあたって御協力を願っているところでありますが、この種のトラブルは後を断たず、当機関における紛争相談等にもこれが強く反映しているのが実状です。

先に建設省が行った元請・下請関係についての特定建設業者全国調査の結果、改善を要する点が多々あり、これらを参考にして業界に対して指導方の要請がありました。

主な点は下記のとおりですので、改善について一層の御努力を賜りますようお願いの周知方についてよろしくお取り計らいください。

記

1. 標準下請契約約款の使用

下請契約の締結に当たっては、建設業法第19条の規定に従い、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、相互に交付すること。

下請契約書は、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容をもつものを使用すること。

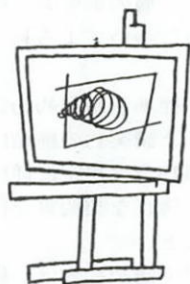
2. 手形期間の短縮

下請代金の支払のために振り出す手形の期間は、原則として120日以内とし、さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努力すること。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

3. 現金化比率の向上

下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときであっても、当該支払代金に占める現金の比率を高めること。

なお、工事原価のおおむね2割程度が労務費で占められている現況から、最低2割以上は現金で支払うこと。



県内市町村別「工事指名競争入札参加者の資格審査」実施状況（56年8月現在）

市町村提出先			市町村提出先			市町村提出先		
川越市	企画財政部契約課	隔年	久喜市	総務部企画財政課	隔年	荒川村	建設課	隔年
熊谷市	開発部都市計画課	"	北本市	建設部管理課	"	東秩父村	総務課	"
川口市	財政部契約課	"	八潮市	総務部財政課	"	美里村	総務課財政係	検討中
浦和市	土木部監理課	"	富士見市	総務部財政課	検討中	児玉町	企画財政課	隔年
大宮市	土木部管理室	" (追加受付なし)	上福岡市	企画財政部財政課	"	神川村	総務課	"
行田市	建設部管理課	隔年	三郷市	総務部庶務課	"	神泉村	総務課	毎年
秩父市	建設部管理課	"	蓮田市	秘書企画室企画課	隔年	横瀬村	建設課	"
所沢市	総務部契約課	検討中	坂戸市	総務部管財課	"	上里町	企画財政課企画係	検討中
飯能市	建設部土木課	隔年	伊奈町	行政管理課	"	大里村	建設課	毎年
加須市	財務課	"	吹上町	企画課企画係	毎年	江南村	企画課	隔年
本庄市	企画課	"	大井町	管財課	隔年	妻沼町	総務課	"
東松山市	総務部総務課	"	三芳町	企画財政課	"	岡部町	企画財政課	検討中
岩槻市	総務部管財課	"	毛呂山町	企画財政課	"	川本町	企画課	毎年
春日部市	建設部監理課	"	越生町	総務課	"	花園村	総務課	検討中
狭山市	総務部管財課	毎年	鶴ヶ島町	企画財政課	"	寄居町	総務課管財係	毎年
羽生市	産業建設部建設課	隔年	日高町	建設課	"	駒西町	土木建築課	"
鴻巣市	建設部土木課	毎年 (資料は隔年)	名栗村	企画財政課	"	南河原村	農商土木課	"
深谷市	総務部財政課	検討中	滑川村	庶務課	"	川里村	建設課	隔年
上尾市	総務部管財課	隔年	吉見町	総務課	毎年	北川辺町	建設課	"
与野市	建設部監理課	毎年	嵐山町	総務課	検討中	大利根町	総務課	毎年
草加市	企画財政部財政課	"	小川町	企画課	隔年	宮代町	総務課	隔年
越谷市	総務部庶務課	隔年	都幾川村	総務課	"	白岡町	総務課	"
蕨市	総務部経理課	"	玉川村	総務課	検討中	菫蒲町	総務課	"
戸田市	総務部管財課	"	川島町	総務課	"	栗橋町	総務課	"
入間市	総務部管財課	"	鳩山村	庶務課	隔年	鷺宮町	総務課	"
鳩ヶ谷市	総務部管財課	毎年	皆野町	建設課	"	幸手町	土木課	"
朝霞市	建設部管理課	隔年	長瀬町	建設課	"	杉戸町	総務課	"
志木市	総務部庶務課	"	吉田町	建設課	"	松伏町	総務課	"
和光市	建設部管理課	"	小鹿野町	企画課	"	吉川町	総務課	"
新座市	企画財政部財政課	"	両神村	建設課	"	庄和町	建設課	"
桶川市	企画財政部財政課	"	大滝村	経済土木課	検討中			

新入会会員の紹介

埼玉県道路標識標示協会

事務所 川越市大字鯨井1619

会長名 関根 時治

構成 11社(通常会員8社、賛助会員3社)

主なる事業 道路標識、道路標示の研究開発、
技術の向上、交通安全への協力

事務局長名 福島 利夫 ☎0492(31)0800

財団法人 埼玉県建築住宅安全協会

事務所 浦和市長砂3-10-4

理事長名 安藤 晃

主なる事業 建築基準法第12条に基づく定期
報告制度の推進を中心に、既存
建築物(特に特殊建築物といわ
れるもの)の安全維持管理

事務局長名 小山 幸蔵 ☎0488(65)0391

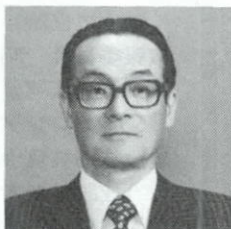
会員 人事往来



- ① 埼玉県建設業協会
- ② 相談役
- ③ 関根仁平(72才)
- ④ 浦和市岸町5-7-11
- ⑤ 勲五等双光旭日章
- ⑥ 昭和56年4月29日



- ① 埼玉県測量設計業協会
- ② ———
- ③ 伊藤直記(70才)
- ④ 浦和市常盤町1-4-23
- ⑤ 勲五等瑞宝章
- ⑥ 昭和56年4月29日



- ① 埼玉県建設産業団体連合会
埼玉県建設業協会
- ② 会長
- ③ 齊藤裕(59才)
- ④ 浦和市北浦和3-6-5
- ⑤ 建設大臣表彰
- ⑥ 昭和56年7月10日



- ① 埼玉県建設業協会
- ② 副会長
- ③ 土井義夫(66才)
- ④ 川口市青木2-5-10
- ⑤ 建設大臣表彰
- ⑥ 昭和56年7月10日



- ① 埼玉県建設業協会
- ② 理事
- ③ 松江 昇(58才)
- ④ 大宮市桜木町4-92
- ⑤ 建設大臣表彰
- ⑥ 昭和56年7月10日



- ① 埼玉県浄化槽協会
- ② 会長
- ③ 石塚 清(61才)
- ④ 大宮市天沼町2-592
- ⑤ 建設大臣表彰
- ⑥ 昭和56年7月10日

- ①所属団体名 ②役職名 ③氏名年令
④住所 ⑤受しょう区分 ⑥受しょう年月日

(敬称略)

理事会・委員会便り

昭和56年度第2回理事会 昭和56年7月22日開催

議事事項

1. 入会申込団体の取扱について

埼玉県道路標識標示協会並びに(財)埼玉県建築住宅安全協会の入会について協議した結果、全員の承認を得た。

2. 昭和56年度事業の実施計画について

各委員会において決定した昭和56年度事業の実施計画について各委員長から説明し、全員の了承を得た。

なお、研修指導関係については荒井事務局長が代理で説明した。

3. 建設労働者福祉センター及び建産連会館の建設運営について

ア. その後の経過について

工事の進捗状況、外壁タイルの決定並びに日本警備保障との契約等について報告し、全員の了承を得た。

イ. 上棟式について

8月19日午後3時から上棟式を行うこととし全員の了承を得た。

ウ. 食堂の経営委託について

食堂の経営について、運営小委員会において審議した結果三越(国際食品開発株式会社)に委託することに決定したことを報告し、全員の承認を得たのち、委託契約案について開設準備室長から説明し、協議した結果「本案については、雇用促進事業団の承認を得る必要がある。従って事業団の指示により変更される場合もありうる」ことを全員了承のうえ原案どおり決定した。

エ. 建設労働者福祉センターの愛称について

荒井事務局長から説明した後、検討した結果、サン・カルチュア樓及びサン・けやきを雇用促進事業団に推薦することに決定した。

オ. 入居保証金の徴収について

工事費支払の見込みを報告し、資金繰りの関係上、入居保証金の半額(東日本保証株を除く)を9月10日までに徴収することに決定した。

。 建設労働者福祉センター運営委託契約について

埼玉県知事と当連合会長が締結する委託契約書案について開設準備室長から説明したのち、雇用促進事業団の指示により変更される場合もありうることを全員了承したうえ、原案どおり決定した。

キ. 建設労働者福祉センター管理運営規定等について

開設準備室長から建設労働者福祉センター管理運営規定等について説明したのち、雇用促進事業団の指示により変更される場合もありうることを全員了承したうえ原案どおり決定した。なお、駐車場管理等については別途検討することとした。

ク. 建産連会館入居団体事務局長会議開催について

7月30日正午から建産連会館入居団体事務局長会議を開催し、ドア入口の形式、カーテンの統一、各部屋のレイアウト等について協議することを説明し、各事務局長の出席について依頼した。

4. 全国建設産業団体連絡協議会の設立について

全国建設産業団体連絡協議会設立について報告し、全員の了承を得た。

研修指導委員会 昭和56年6月17日開催

昭和56年度事業実施計画(講演会の開催、経営業務管理責任者講習会の開催)について協議した。

労務資材委員会 昭和56年6月17日開催

職業訓練校長並びに職業高校進路指導主事との連絡会議の開催、エネルギー問題並びに資材問題シンポジウムの開催、雇用管理改善に関する検討会開催等について協議した。

総務委員会 昭和56年6月24日開催

昭和56年度実施事業、建設労働者福祉センターの愛称、新入会申込団体等について協議した。

広報委員会 昭和56年6月25日開催

「建産連ニュース」第9号の発刊、「建産連ニュース」第10号の編纂、建産連ニュース表紙の作成、昭和57年カレンダーの作成、標語、ポスターコンクールの開催、建設労働者福祉センターの愛称について協議した。

広報委員会 昭和56年7月16日開催

「建産連ニュース」第10号の編纂、建産連ニュース表紙の作成、57年カレンダーの作成、標語、ポスターの募集について協議した。

建設特別委員会 昭和56年8月19日開催

建設労働者福祉センター並びに建産連会館の建設(外壁タイル、周辺整備、設計変更と備品の整備、今後の予定)について協議した。

広報委員会 昭和56年9月3日開催

「建産連ニュース」第10号の発刊、「埼玉の建設産業」の標語、ポスター募集、「建産連ニュース」表紙の作成について協議した。

会員 だより

(順不同)

士会創立30周年記念事業 について

社団法人 埼玉建築士会

住宅は、量より質の時代に入ったと言われております。しかし、住宅問題は色々な面で深刻化しています。

当士会は、本年度創立30周年を迎えました。これを機に、県民の居住水準の向上を図るため下記のとおり「建築と生活展」の開催を企画いたしました。

各界の多数の方々のご参観を期待しております。

記

1. と き 昭和56年10月8日(木)～9日(金)
2. ところ 埼玉県大宮公園競輪場および第二公園
3. 記念式典 昭和56年10月8日(木) 10:00
大宮公園内で挙行
4. 展示の内容等
 - (1)建築無料相談所の開催
資金づくりから、土地の購入、住宅の新・増・改築等、総ての相談。
 - (2)住まいづくりの総ての資材・機器・機械等の展示。

植栽工事に割増積算

社団法人 埼玉県造園業協会

植栽工事の枯損については、工事完了引渡し後1カ年は請負者が植替えを行うものとしているが、植木等の枯損は、通常の技術をもってしても不可避の場合がある。このため、建設省では、建設省所管補助事業(住宅局において主管する補助金等に係るものを除く。)に係る植栽工事については、下記により植栽費に一定の割増率を乗じた費用を積算し、植替え工事の円滑を期すこととし、本年7月1日以降の契約について適用するよう官房会計課長より通達が出された。

埼玉県でも9月1日より実施される予定である。

記

1. 対象とする工事

植栽割増の対象となる工事は、樹木又は芝類等の地被植物に係る植栽工事で、設計図書により枯損樹木等の植替えが義務づけられているもの。ただし、移植工事及び根廻り工事は除く。

2. 積算方法

植栽割増の積算は、植栽に係る単価の設定に当って植栽の材料及び労務費について0.5%の割増を見込むものとする。

3. 植替の対象とする樹木等

植栽割増を見込んだ樹木等が工事完成引渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良(枯死が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れた場合をいう。)となった

場合には、請負者は植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

全国建設労働災害防止大会 開催

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

去る7月23、24日全国建設業労働災害防止大会が大阪市において開催され、下記の事業場と個人が栄えある表彰を受けました。

1. 事業場賞

関口工業(株)(志木市)、(株)時田工務店(熊谷市)、中里建設(株)(東松山市)、(株)矢島組(鷲宮町)、小川工業(株)(行田市)、駒井建設(株)(日高町)、(株)熊谷組北関東支店(大宮市)、埼玉建興(株)(川口市)、戸田建設(株)関東支店(中央区)、清水建設(株)埼玉営業所(浦和市)、(株)河辺工業所(川口市)、旭電気工業(株)(大宮市)

2. 事業者賞

平岩建設(株)(所沢市)、脇田建設(株)(蕨市)、松長建設(株)(藤沢市)、(株)鳥羽鉄筋工業所(吹上町)、青木工業(株)(猿島郡)、矢島鉄筋工業(株)(吹上町)、(有)仲田コンクリート工業(川越市)

3. 職長賞

秋本勝三郎(平岩建設(株))、坂本寿一((有)藤生工業所)、松葉国臣(渡辺工業(株))、中村義作(寺田建設(株))

不動産無料相談所設置 について

社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

我が協会では、社団法人全国宅地建物取引業保証協会の相談業務運営規定により委託を受けると共に、此の度県土地行政課のご指導ご協力を得まして協会事務局内に1周2回の本格的な不動産無料相談所を開設することになりました。

相談員は協会の常任理事又は、理事で宅地建物取引主任者の有資格者及び一般会員の中から鑑定士、税理士、建築士、土地家屋調査士等の有資格者を網羅して宅地建物取引の公正を確保し、購入者等の利益の保護と流通の円滑化を推進するため、第1回相談員養成の研修会を開催した。

安全・技術講習会の開催

埼玉県コンクリート圧送組合

職場の安全については、総べての業種、事業所においてその対策に努力し成果の具現に懸念であると思います。

当組合においても安全意識の高揚と、より高度な技術を体得し知識を生かす目的として来る9月8日、上尾市福祉会館において各界来賓の御臨席を得て、安全大会ならびに技術講習会を開催いたします。

定期健康診断も併せ実施して、自らの体調を確認し明日からの需要各般の期待にそいたいと思います。

会員の体質強化のための 各種研修・講習会の実施

社団法人 埼玉県建設業協会

2年連続の公共事業の抑制、さらに57年度は削減されようとし、建設業者が生き抜くためには体質強化を図らなければならないので協会として各種研修、講習会を計画しているがその概要は下記のとおりである。

記

1. 現在終了又は実施中のもの

a 建設業経営管理者（社長）講習会

協会、東日本建設業保証(株)共催により、講師は、(株)総合経営研究所長、内河健氏により

6月15、16、19、20日実施

経営者幹部 232人

6月17、18日実施 所長現場主任 316人

b 重車輛系建設機械技能研修

6月より、毎月3日間 10人程度

c 移動式クレーン技能研修

1回6日間 5人程度 逐次実施する。

2. 本年度計画中的のもの

経理事務講習会（初級、中級）

職場研修指導者講習会

雇用管理研修（一般、専門）

土木工事の工程管理講習会、他を実施する。

「東日本建設業保証 株式会社の概要」

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

東日本建設業保証(株)は、昭和27年10月27日に資本金1億円をもって設立され、同11月1日より事業を開始しました。以来公共投資量の増大に恵まれて事業は順調に推移し、現在にいたっています。この間数回の増資を行なって現在の資本金は10億円であります。この出資の構成は建設業者が54.3%、金融機関が41.1%、残りがその他となっており、建設業者の出資が半分以上を占めております。

当社は本社を東京都中央区に置き、営業部、所を東京都に於ては中央区と新宿区に、その他次の各県の県庁所在地に一店舗ずつ設けています。

青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・静岡・愛知・岐阜・三重

下水道促進デーと 二次処理水の利用

埼玉県下水道施設維持管理協会

9月10日は「全国下水道促進デー」です。下水道整備の積極的な促進と普及のために、国民ひとりひとりに下水道に対する正しい理解と協力を深めていただくために、9月10日を「全国下水道促進デー」と定めて、いろいろな行事が行われます。

降水量の年間平均は、東京で1500ミリで日

本の平均は1750ミリですが、梅雨期や台風時にまとめて降るのが特徴です。全降水量の3分の1は蒸発し、残り3分の2のうちの40%は洪水で海へ流れてしまいます。上水道、農業、工業用水に使われるのは10%強にすぎないので、昭和30年代には洪水調節、水力発電、水資源などを兼ね備えた多目的ダムが多く造られました。水は経済的にも社会的にもコストのかかるものになりつつあります。したがって節水キャンペーンはもとより飲み水、料理、風呂など以外の用途には、下水処理後の二次処理水の利用を図りたいものです。

保証付の浄化槽調書発行

社団法人 埼玉県浄化槽協会

当協会では県の指導に基づく「し尿浄化槽に関する調書」を発行しています。

この調書は使用者に安心の上設置をして頂けるよう、協会が保証証明を行なったうえ、当協会員である製造メーカーに頒布して、全機種に（除現場打）添付しております。

なおこの調書はメーカーの営業所及び代理店に常時用意してありますので御利用下さい。

更に上記の浄化槽には認定マークのステッカーと、保証書要請用ハガキが併せて添付してあります。

＝浄化槽調書は協会の保証印あるものをそして浄化槽本体はステッカーの添付されているものを目安に御使用下さい。＝

“ご存じですか”

社団法人 埼玉県測量設計業協会

測量や測量にかかわる設計等あるいは近隣関係者等の境界問題等でお困りの方は、「(社)埼玉県測量設計業協会」の会員の会社にぜひお出掛け下さい。一切無料にて相談に親切丁寧に応じます。会員会社には、無料相談の看板をかがけております。現在県下には50社が会員として登録され活発に広範囲に活躍しております。

協会の役員の変更について。

本年5月25日第7回定例総会で次のとおり役員が改選されました。

会長「理事」小山正夫(再)。副会長「理事」富田和夫(再)。相談役「理事」小山慶作(再)。理事岡田道雄(再)。理事大橋伸蔵(再)。理事金井塚一男(再)。理事笠原保孝(再)。理事遠藤修一(再)。理事柿沼国治(新)。理事高橋寛(新)。監事川村親明(新)。監事石川順一(新)。監事南国恵(新) 以上。

活路開拓調査指導事業実施

埼玉県電気工事工業組合

単年度事業として、下記の目的をもって実施。

「現在の厳しい経済的・社会的環境の中で、電気工事業が今後正しい地位を確保するとともに、企業の存続と発展を図るべくためには、個々の努力はもとより、組織をあげて体

質改善の道を探り、活路を開拓してゆくことが必要となってきました。特に、電気設備の多様化、複雑化が急速に進む中で、電気設備の保安体制を強化することは、公益性の強い電気工事業に課せられた重要な役割の一つであります。そのためには、工業組合事業として行う一般電気設備の保守管理業務の業界および社会的な必要性を明確にし、組合員個々の意識と自覚を深めるとともに、経営者および従業員の高齢化対策、後継者対策等についても、組合員と組織とが一体となって真剣に取り組む、今後の活路を開こうとするものである。

塗装研修会開催

社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部

このたび埼玉県教育局高等学校教育課よりの依頼によりまして、県下42校の高等学校技能職員を対象に下記の要領で研修会を開催しました。

1. 目的
技能職員の職務遂行上必要な営繕に関する実技研修を行い技能の習得を図る。
2. 対象及び人員
県立学校に勤務する技能職員 40人
3. 日時
昭和56年8月12日 午前9時30分
4. 会場
埼玉県立熊谷工業高等学校
5. 講師
(社)日本塗装工業会埼玉県支部会員
久保木喜義 横田良男

56年度の各委員会メンバー 決定

社団法人 埼玉建築設計監理協会

昭和56年7月24日の定例会において新編成による委員会及び委員長、副委員長が決定いたしました。

会計、理事会、総務委員会、技術研修委員会、福利厚生委員会、特別委員会とし、

○会計：山田理事、染谷監事、坂川監事

○総務委員会：新しい理事を主なメンバーとする。(委員長・高岡、副委員長・国府田)

○技術研修委員会：理事以外の新メンバー(委員長・竹内、副委員長・依田)

○福利厚生委員会：理事以外の新メンバー(委員長・松下、副委員長・横田)

○特別委員会：理事以外のベテランメンバーとし、特別な事が生じた場合小委員会を組んで活動する。

(委員長・森本、副委員長・上原)

○理事会：協会の運営に重点を置くため総務委員会以外には所属せず。

なお、総務及び技術研修委員会の総括担当は植原副会長、福利厚生及び特別委員会の総括担当は宮崎副会長

新入会員の紹介

社団法人 全国鉄構工業連合会埼玉県支部

(株)渡辺製作所	騎西町	渡辺 保
(有)三上製作所	所沢市	三上 文二
(有)昇栄鉄工	所沢市	伊藤 忠夫

大進工業(株)	上尾市	椿 敬治
(株)増建	坂戸市	増田 芳隆
黒川鉄工(株)	戸田市	黒川 春義
昭和工業(株)	朝霞市	加藤 照
大久保建鉄(株)	川口市	大久保征昭
山本鉄工(株)	和光市	山本 一吉
(有)佐能工業	岩槻市	坂井 進
(株)武田建設工業	行田市	武田 重男
鉄建工業(株)	大井町	奥山 昌三
(株)岩鉄	岩槻市	岩井 重蔵
茂木工業(有)	熊谷市	茂木 常次
(株)久保工作所	深谷市	久保 好男
田代鉄工(有)	和光市	田代 頼彦
(株)山崎工業	川口市	山崎 貞次郎
(有)内田鉄工所	越谷市	内田 則保

第6回建築士事務所 全国大会横浜で開催

社団法人 埼玉県建築士事務所協会

(社)日本建築士事務所協会連合会では、地元(社)神奈川県建築士事務所協会の協力により、「まちと家と建築士事務所の役割」を大会テーマとして、来る10月15日(木)～17日(土)までの3日間横浜市の「ホテルリッチ横浜」を主会場として開催され、当面する諸問題について種々研究討議される。大会の中心をなす分科会のテーマは次のとおり。

第1分科会 設計・工事監理の契約と責任範囲

第2分科会 住宅設計料の公費負担は可能か

第3分科会 欠陥住宅と違反防止について
なお、本会からは、岡芹理事が本部大会運営委員として企画、運営にあっているほか、吉田理事が第2分科会のシンポジストとして研究発表することになっているので、会員の多数の参加が見込まれている。

創立8年を迎え 基本方針を推進

埼玉県コンクリート製品協同組合

当協同組合は創立8年を迎え、去る7月22日の総会に於て、下記の基本方針を打出し、厳しい社会情勢に(特に建設関連産業)対処すべく、内海理事長の元に28社一丸となって、全力投球する事を決議しました。建産連の皆様方も当組合の基本方針を御理解下され、御協力の程をお願い致します。

基本方針

1. 共同受注販売を推進し、会員相互の理解と認容を計り組合財務の安定を企す。
2. 高品質低コスト製品を顧客に安定供給すべく、組合員各位の総合的自主管理体制確立
3. 新市場需要を喚起すべく、ゼネコン及び役所へのたゆまざるPR
4. 次世代市場を確立すべく会員各社の提供と奉仕により新活路開拓
5. 業界構造打開し、共存共栄を計るため、分業化の推進

◆ ◆

新入会員です。 よろしくお願ひいたします

財団法人 埼玉県建築住宅安全協会

去る7月22日の建産連理事会において入会のご承認を頂きました。今後、建産連傘下の先輩各団体及びその所属会員の方々のご指導を仰ぎながら、会員としての責務を果たしたいと存じます。

本会は、昭和51年9月に県知事の設立許可を頂いて以来、建築基準法第12条に基づく定期報告制度の推進を中心に、既存建築物（特に特殊建築物といわれるもの）の安全維持管理を事業の柱として運営されて来ました。

定期報告制度の具体的内容等については、建産連ニュースの次号以下の紙面をお借りしてご説明させて頂く予定ですが、建設関連産業に幅広く携わっている皆様のご協力を賜わりたく、ご挨拶かたがたお願ひ申し上げます。



会員投稿欄

国際障害者年に思う

(社)埼玉県測量設計業協会

会長 小山正夫

(社)埼玉測量設計業協会の理念は会員相互の連帯と協調を結集して我々測量業に課せられた社会的使命を遂行すると共に技術の研鑽に努め社会的地位の向上を図り以て共存共栄の道を邁進することであります。特に重点施策の中で社会的責任の遂行に当りましては昭和56、57年度の事業運営の主目標に身体障害者の職場開発協力を提唱して種々検討を加えながら協会機能を積極的に展開しております。

ご高承の通り人は全て働く喜びのなかに夫々共通の生きがいを求めておりこの天賦の喜びは身障者にも平等に与えられなければなりません。

従而、我々協会も基本理念の遂行の為に身障者の職場開発を課題の一つとして実現への施策を推進しております。思うに協会設立後変転する厳しい経済環境のなかで経営の100%を公共事業に依存しかつ受注の不安定な零細企業が幾多の試練を克服し発展してまいりましたことは偏に社会的恩恵に浴しておることが誠に多く、この心温るご配慮に報いる為に微力ながら地域社会への環元をいたしております。昭和50年社団法人化を機会に福祉事業

の一助に僅少な金額を又昭和55年協会設立10周年記念事業として経緯度標を県庁構内に設置寄贈させていただきました。又本年は国際障害者年の意義深い年であり本事業の一環として通常総会の席上にて身障者用製図器一式10台(150万円)を埼玉県へ寄贈させていただきました。その他継続的には昭和53年に県に対しトレスセンターの設置を陳情しており実現への検討を進めながら一方では福祉法人埼玉福祉会モデル工場の見学視察等を行って今後の事業活動推進のために解決すべき問題点や実態の把握に努めております。

身障者の職場開発協力については一連の活動状況のなかで現実に身障者各自が職業自立の可能性に挑戦している熱意と意欲を痛切に感じますと同時に各自の能力を引き出すための社会的諸問題が数多く潜在していることを体験いたしております。

今後は国際障害者年の主な目的を遂行する為には機能力を組織的に統合結集して地域社会の理解協力等を更に推進しながら巾広い社会的関心と理解支援を軸に協会が掲げております公益法人としての姿勢を着実に踏み始めていきたいと思う次第であります。生きがいへの挑戦こそ天賦の職としてさずかった私共の本来の姿であり責務であると確信する次第です。



連合会日誌

- 6月5日 建産連設立の経過、運営状況等調査のため神奈川県建設業協会松尾副会長外1名来所。
- 6月10日 建設労働者福祉センター及び建産連会館運営小委員会
食堂の経営、建物の警備、会議室使用料、共益費等について協議。
- 6月11日 全国建設産業団体連絡協議会設立総会開催のための事務局長会議に荒井事務局長出席。
- 6月15日 職業高校進路指導主事との連絡調整会議開催及び小・中学校児童生徒からの標語、ポスター募集の件について県教育局指導課と協議。
- 6月16日 日本塗装工業会埼玉県支部総会に荒井事務局長出席。
- 6月17日 **研修指導委員会**
昭和56年度に於ける講演会及び研修会開催について協議。
労務資材委員会
昭和56年度事業の実施について協議。
- 6月22日 全国建設産業団体連絡協議会設立総会
東京都港区虎ノ門4-1-1東京農林年金会館に於て開催の全国建設産業団体連絡協議会設立総会に齊藤会長、安藤、川合、小山、今西各副会長、荒井事務局長出席。
- 6月23日 建設労働者福祉センター及び建産連会館運営小委員会
建設労働者福祉センター食堂経営について協議。
- 6月24日 **総務委員会**
本年度事業の実施、新入会申込団体、建設労働者福祉センター愛称等について協議。
- 6月25日 **広報委員会**
建産連ニュース9号の発刊、10号の編纂、建産連ニュース表紙の作成、昭和57年カレンダーの作成、標語、ポスターコンクールの開催、建設労働者福祉センターの愛称等について協議。
建産連ニュース第9号を発刊配布。
- 6月27日 「埼玉の建設産業」の標語、ポスター募集について後援方を埼玉県教育長、埼玉新聞社長に申請、依頼した。
5月末日現在における公共事業関連職種有効求職者に関する情報を各団体へ提供した。
- 7月3日 (社)埼玉県電業協会主催により建設労働者福祉センター及び建産連会館新築現場において、事故防止安全パトロールを実施。
「埼玉の建設産業」の標語、ポスター募集について県内公立各小・中学校長に依頼。
- 7月10日 職業訓練校長との連絡調整会議ならびに県立職業高校進路指導担当との連絡調整会議を浦和市内平安閣において、それぞれ開催し、技能者の県内企業への誘導について意見交換した。
- 7月15日 建設労働者福祉センターの建設、運営等について雇用促進事業団建設労働部普及指導課と協議。
- 7月16日 **広報委員会**
「建産連ニュース」10号の編纂、「建産連ニュース」表紙の作成、57年カレンダーの作成等について協議。
- 7月20日 雇用促進事業団技術室による建設労働者福祉センター新築工事の中間検査が実施される。
- 7月22日 **理事会**
新入会申込団体の取扱い、昭和56年度事業の実施計画、建設労働者福祉センター及び建産連会館の建設運営（上棟式の挙行、食堂の経営委託、建設労働者福祉センターの愛称、建産連会館入居保証金の預託、建設労働者福祉センターの運営等）、全国建設産業団体連絡協議会の設立等について協議。
- 7月23日 建設産業団体連合会設立の経過、運営状況及び建設労働者福祉センターの誘致、建設の概要調査のため福島県建設業協会渡辺専務理事来所。
6月末日現在における公共事業関連職種有効求職者に関する情報を各団体へ提供した。
- 7月28日 建設業振興策助成手続き及び建産連会館建設資金借入に伴う債務保証について建設業振興基金と協議
- 7月30日 建産連会館入居団体事務局長会議
各室の設計概要と工事の進捗状況、建設労働者福祉センターの食堂経営、上棟式の挙行、各室の造作、入居保証金の受託等について協議。
(社)埼玉県造園業協会通常総会に荒井事務局長出席。
- 8月7日 建産連会館入居団体事務局長会議
局線電話の移設、新設、各室のレイアウト、室内設備等について協議。
- 8月19日 **建設特別委員会**
外壁タイル、周辺整備、設計変更と備品の整備、今後の予定等について協議。
建設労働者福祉センター及び建産連会館建設工事に上棟式を挙行。
- 8月28日 7月末日現在における公共事業関連職種有効求職者に関する情報を各団体へ提供した。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名 称	代 表 者	所 在 地	郵便 番号	電話番号	名 称	代 表 者	所 在 地	郵便 番号	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会 長 斎 藤 裕	浦和市高砂3-10-4	336	0488 61-5111	(社)埼玉県測量設計業協会	会 長 小 山 正 夫	浦和市岸町7-6-15	336	0488 22-8252
(社)埼玉県電業協会	会 長 川 合 大	〃	〃	0488 64-0385	(社)埼玉県宅地建物 取引業協会	会 長 今 西 定 雄	浦和市高砂4-2-4	〃	0488 61-5407
(社)埼玉県造園業協会	会 長 皆 川 浩 吉	浦和市東仲町6-7	〃	0488 81-1052	建設業労働災害防止 協会埼玉県支部	支部長 平 井 滋 通	浦和市高砂3-10-4	〃	0488 62-2542
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所 長 中 野 稔	浦和市高砂3-10-4	〃	0488 61-8885	埼玉県道路舗装協会	会 長 島 村 治 作	〃	〃	0488 61-9971
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 大 倉 富士雄	川越市西小仙波町1-18-1	350	0492 24-3775	埼玉県コンクリート 製品協同組合	理事長 内 海 勝 正	上尾市本町1-5-20	362	0487 73-8171
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤 波 貞 治	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0298	埼玉県コンクリート圧送組合	組合長 土 屋 裕 保	上尾市宮本町10-26 佐藤ビル 3F	〃	0487 75-9118
(社)埼玉県空調衛生 設備協会	会 長 小 池 恭 平	浦和市仲町3-13-7	336	0488 22-4124	(社)日本砕石協会埼玉県支部	支部長 西 村 勝 一	秩父市中町7-2	368	04942 2-5423
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内 藤 明	本庄市日の出1-12-29	367	0495 24-2323	埼玉県砂利協同組合連合会	会 長 小 林 勸 市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
埼玉県建設大工 事業協会	会 長 牛 草 真 澄	浦和市岸町7-11-24	336	0488 62-9258	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石 塚 清	浦和市高砂4-2-4	336	0488 64-1033
(社)埼玉建築士会	会 長 安 藤 晃	浦和市高砂3-10-4	〃	0488 61-8221	埼玉県下水道施設維持管理協会	会 長 沢 田 広	大宮市桜木町4-779 東栄マンション1-102	330	0486 44-7417
(社)埼玉県建築士 事務所協会	会 長 岩 堀 徳太郎	〃	〃	0488 64-9313	埼玉県道路標識標示協会	会 長 関 根 時 治	川越市大字鯨井1619	350	0492 31-0800
(社)埼玉建築設計監理協会	会 長 大 川 光 英	〃	〃	0488 61-2394	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安 藤 晃	浦和市高砂3-10-4	336	0488 65-0391

建産連ニュース 第10号

昭和56年9月25日印刷発行

編集 社団
発行 法人 埼玉県建設産業団体連合会

郵便番号 336

浦和市高砂3丁目10番4号

電話 (61) 5111

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月